

学校感染症について

学校感染症の診断を受けた場合は、学校保健安全法により該当児童・生徒の十分な休養と早期回復、他の児童・生徒への感染拡大予防のため出席停止となります。欠席扱いになりません。

医師より登校許可を受けましたら、保護者の方が裏面のQRコードより、登校届の内容を入力、提出してください。

※学校のホームページにもQRコードを掲載しています。

※学校感染症の報告を受けた場合、個人情報に留意しつつ、予防に必要な情報として
さくら連絡網等でお知らせさせていただく場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

第二種感染症	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻しん	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す ※発症後から10日を経過するまでは、当該児童・生徒に対してマスクの着用を推奨する。)
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	第三種の感染症として扱う場合もあるもの	溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるとき限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行) より

裏面に登校届けあり（保護者入力）

右記のQRコードより入力をしてください。



入力していただく項目は以下のとおりです。

登校届

東京都立墨東特別支援学校長殿

医師より、次の学校感染症に罹患したと診断されました。

感 染 症 名:

診断を受けた病院 : 病院・医院・診療所

欠 席 期 間 : 月 日から 月 日まで

(インフルエンザの場合：発熱した日 月 日～解熱した日 月 日)

(新型コロナウイルス感染症の場合：発症した日 月 日～症状が軽快した日 月 日)

他に感染のおそれはないと認められたので登校します。

小・中・高 年 児童・生徒氏名 :

令和 年 月 日 保護者氏名 :

保護者→担任→養護教諭